

国保からの
お知らせ

産科医療補償制度のスタートに伴い 出産育児一時金が引き上げられました！

出産育児一時金 35万円→38万円へ

引き上げは、平成21年1月から通常の出産にもかかわらず、脳性まひの赤ちゃんが生まれた場合、医師の過失がなくても妊産婦に補償金を支払う「産科医療補償制度」が始まるのに伴い、制度の掛金（出産1回あたり3万円）を支給するものです。

◎出産育児一時金とは

○妊娠・出産は病気とみなされないので、正常な分娩の場合は健診費用や分娩費用はすべて自費扱いになります。高額となる出産費用の一部をまかなうのが「出産育児一時金」です。

※注意：分娩した医療機関が制度に加入していなければ3万円は支給されません。

◎産科医療補償制度とは・・・

◇制度の目的

・分娩に関連して発症した重度脳性まひの赤ちゃんとその家族の経済的負担を速やかに補償します。
・重度脳性まひの発症原因分析を行い、同種事例の防止に役立つ情報を提供することにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ります。

◇補償の水準・掛金

・一時金600万円と分割金2,400万円、総額3,000万円が補償金として支払われます。
・掛金は分娩機関が負担しますが、その負担に伴い分娩費の上昇が見込まれていることから、出産育児一時金が増額されることになりました。

◇補償の対象

・平成21年1月1日以降に出生した児のうち「出生体重2,000g以上かつ妊娠33週以上」または「妊娠28週以上で所定の要件に該当した場合」で出生した赤ちゃんに、身体障害者等1級または2級相当の重度脳性まひが発症した場合に補償の対象となります。
・先天性の要因については補償の対象外となることがあります。

※分娩機関が制度に加入しているか必ず確認してください。

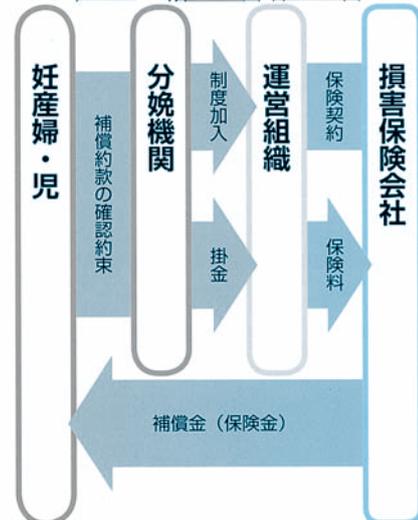
分娩機関では「産科医療補償制度加入証」が提示されています。



Q 私たちが手続きすることはありますか？

A 登録証に記入し、保管をお願いします。

妊娠5ヶ月ごろになりましたら、分娩機関より制度の対象者となることを示す「産科医療補償制度登録証」が交付されます。お名前、生年月日、電話番号等、必要事項のご記入にご協力ください。登録証は母子健康手帳に挟み込むなどして、分娩後5年間は大切に保管してください。転院した場合は、転院先の分娩機関に必ず登録証の提示し、再交付を受けてください。



○問合せ 国保年金課 国保年金グループ（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111 FAX0299-55-0110